

葬儀後の手続き

ご遺族の皆様には、心からお悔やみ申し上げます。長岡市の葬儀後の手続きについて、ご案内いたします。

手続きの場所

- ① 長岡市役所本庁：市役所総合窓口（アオーレ長岡 東棟1階）
- ② 各支所：地域振興・市民生活課

1 本庁（市役所総合窓口）での手続き

本庁での葬儀後の手続きは、**《予約制》**です。

手続きの予約について

予約可能日は、予約申込日の3日後（土日祝除く）から2週間後までです。

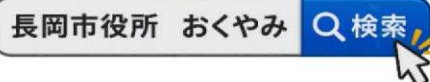
① スマホでの予約

こちらから ➡



② ホームページからの予約

「長岡市役所 おくやみ」で検索してください。



※予約には、希望日時のほか以下の事項の入力が必要です。

入力事項

- ① 来庁者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス（任意）、亡くなられた方との続柄
- ② 亡くなられた方の氏名、生年月日、亡くなられた日
- 【任意】相続人代表者の氏名、電話番号、亡くなられた方との続柄、銀行口座

※予約フォームでの予約が難しい方は、お電話でご相談ください。

【直通電話番号】0258-39-2246（長岡市役所本庁 市役所総合窓口）

【電話受付時間】 平 日 午前8時30分～午後5時15分
土曜・祝日 午前9時～午後5時

予約日メモ

月	日
時	分

手続きの予約可能時間

平日のみ 午前9時30分～午前10時30分 / 午後1時30分～午後3時30分

※30分単位の予約枠です。

手続きの所要時間

葬儀後の手続きを一連で行うため、**1時間程度**を要します。時間に余裕を持った日時の予約・来庁をお願いします。

※予約せずに来庁された場合、手続きに1時間30分～2時間程度を要します。また、窓口の状況により手続き開始まで長時間お待ちいただくことや、当日中に手続きが完了しないことがあります。

2 各支所での手続き

支所での手続きは予約不要です。受付時間内に、地域振興・市民生活課の窓口へ直接お越しください。

手続きに1～2時間程度を要しますので、午後 4 時頃までにお越しいただきますよう、ご協力をお願いします。

窓口	電話番号	受付時間	住所
中之島支所	代表 66－2002	平日のみ 午前8時30分～ 午後5時15分	中之島788番地
越路支所	代表 92－3111		浦715番地
三島支所	代表 42－2221		上岩井1261番地1
山古志支所	代表 59－2330		山古志竹沢乙461番地
小国支所	代表 95－3111		小国町法坂793番地
和島支所	代表 74－3111		小島谷3434番地4
寺泊支所	代表 75－3111		寺泊烏帽子平1977番地8
枳尾支所	代表 52－2151		中央公園1番36号
与板支所	代表 44－0061		与板町与板甲134番地
川口支所	代表 89－3111		東川口1974番地26

※市外局番は(0258)です。

3 共通事項

来庁時にお持ちいただくもの

必要な持ち物は手続きによって異なりますが、以下のものは必要になることが多いため、お持ちいただくと手続きがスムーズです。

ほかに必要なものは、4 ページ以降の詳細をご確認ください。

ご遺族の方のもの	☐ 来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ☐ 相続人の預金通帳・認印 ☐ 喪主の預金通帳・認印
亡くなられた方のもの (所持がある場合)	☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書等 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、 重度心身障がい者医療等の受給者証 ☐ 印鑑登録証 ☐ 緊急告知 FM ラジオ (市から貸与されたもの)
その他	☐ 「葬儀後の手続き」(本冊子)

※申請者以外の方(代理人等)が来られる場合は、委任状が必要な場合があります。

葬儀後の手続き一覧

利用されている制度や個々の状況に応じて必要な手続きが異なります。
ここに掲載しているものがすべてではありませんので、ご了承ください。

項目	内 容	市	市以外	ページ
保 険	① 国民健康保険、後期高齢者医療制度	●		4
	③ 介護保険	●		5
	②② 社会保険 等		●	12
年 金 等	② 国民年金制度	●		4
	②③ 国民年金(老齢基礎年金)受給者、厚生年金・共済年金受給(加入)者		●	12
	②④ 農業者年金		●	12
	②⑤ 恩給		●	12
	②⑥ 特別弔慰金、特別給付金		●	13
福 祉 等	④ 在宅介護者支援金	●		5
	⑤ 児童手当	●		5
	亡くなられた方に 18 歳以下の児童がいる場合	●		5
	⑥ 医療費助成 子ども、ひとり親家庭等、ひとり暮らし老人、重度障害者、精神障害者	●		6
	⑦ 身体障害者手帳、療育手帳	●		6
	⑧ 障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業給付費支給対象者登録証	●		6
	⑨ 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当	●		6
	⑩ 戦傷病者手帳	●		7
名 義	②⑦ 公共料金(電気、ガス、水道、電話、NHK)	●	●	13
	②⑧ 土地・建物の所有者		●	13
	②⑨ 自動車、バイク等	●	●	14
	③⑩ 預貯金口座		●	14
そ の 他	⑪ 市・県営住宅	●		7
	⑫ 市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税	●		7
	⑬ 印鑑登録	●		8
	⑭ 緊急告知FMラジオ	●		8
	⑮⑯ 農業経営主、農地に係る権利	●		8-9
	⑰ 森林に係る所有権	●		9
	⑱ 新潟県交通災害共済	●		9
	⑲ 新潟県交通遺児基金	●		9
	⑳ 犬の飼い主	●		10
	㉑ 市営墓地(区画墓地)	●		10
	㉓ 生命保険、簡易保険		●	14
	㉔ その他		●	14
	個人番号通知カード、マイナンバーカード	●		10
	空き家を相続し所有する皆様へ			11
	大切な方を亡くされたあなたへ			15

1 市役所(本庁・支所)での手続き

① 国民健康保険・後期高齢者医療制度

(1) 葬祭費の申請

喪主の方に5万円が支給されます。

手続き期限	葬儀日の翌日から2年以内
必要なもの	☐ 国民健康保険資格確認書 または 後期高齢者医療資格確認書 (ある場合のみ) ☐ 来庁者の本人確認書類 ☐ 喪主の方名義の預金通帳、印鑑(自署の場合は不要) ※喪主の続柄によっては葬儀を行った証明(会葬礼状や葬儀の領収書等)の提出が必要となる場合があります。 【亡くなられた方が国民健康保険加入者で喪主の公金受取口座(マイナポータルで登録)がある場合】 振込先を公金受取口座に指定できますので、希望される方は通帳の代わりに以下をお持ちください。 <<!!注意!!>>市外に住民登録されている方は口座照会完了までに数日を要するため、支給が遅れることがあります。 ☐ 喪主の方のマイナンバーがわかる書類(原本)
問合せ先	国保年金課 国保保険料担当(TEL0258-39-2006) 後期高齢者医療担当(TEL0258-39-2317)

(2) 高額療養費と保険料の精算(後期高齢者医療制度のみ)

亡くなられた方の医療費が高額になっていた場合、保険料に還付がある場合は相続人にお返しします。また、保険料に不足がある場合は相続人が納付義務を引き継ぎます。

手続き期限	通知を受けた日の翌日から2年以内
必要なもの	☐ 相続人の預金通帳、印鑑(自署の場合は不要)
問合せ先	国保年金課 後期高齢者医療担当(TEL0258-39-2317)

② 国民年金制度

障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金の受給権者が亡くなられた場合、生計を同じくしていた3親等内のご遺族(代表者)は未支給年金を請求できます。

このほか、新たに、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金を請求できる場合があります。

手続き期限	(例)【死亡一時金】亡くなられた日の翌日から2年以内
必要なもの	☐ 亡くなられた方の年金証書 ☐ 請求者の預金通帳、戸籍全部事項証明書 等
問合せ先	国保年金課 国民年金担当(TEL0258-39-2250)

③ 介護保険

(1) 介護保険料の精算(65歳以上の方)

亡くなられた方の保険料に還付がある場合は相続人にお返しします。また、保険料に不足がある場合、相続人が納付義務を引き継ぐことになりますので納付をお願いします。

手続き期限	【還付請求】2年以内
-------	------------

(2) 高額介護サービス費

亡くなられた方に高額介護サービス費の支給がある場合は、相続人からの申請が必要です。

手続き期限	介護サービスを受けた翌月1日から2年以内
-------	----------------------

※認定申請中の方は、「介護保険申請取下申出書」の提出が必要な場合があります。

該当する方には、後日、介護保険課から申出書を送付します。

必要なもの	☐ 亡くなられた方の介護保険証 ☐ 相続人の預金通帳 ☐ 印鑑(相続人代表者からの自署の場合は不要)
問合せ先	介護保険課(TEL0258-39-2245)

④ 在宅介護者支援金(生前に要件に該当と判定された方)

亡くなられるまでの間に支給申請できる月(自宅で20日以上介護した月)がある方は、支給申請書の提出が必要です。

詳しくは、担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターにご確認ください。

問合せ先	長寿はつらつ課(TEL0258-39-2268)
------	--------------------------

⑤ 児童手当

未支払の児童手当の請求と受給者の変更手続きが必要です。

手続き期限	受給者が亡くなられた日の翌日から15日以内
必要なもの	☐ 児童の普通預金通帳(養育児童が2人以上の場合は一番年上の児童のもの) ☐ 今後の養育者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ☐ 今後の養育者の普通預金通帳
問合せ先	子ども政策課 児童手当担当(TEL0258-39-2355)

※今後の養育者が公務員の場合、受給者の変更手続きは職場で行ってください。

※今後の養育者が長岡市外在住の場合、受給者の変更手続きはお住まいの市区町村で行ってください。

亡くなられた方に18歳以下の児童(※)がいる場合(祖父母等に監護される場合も含む)

※18歳に達する日以後最初の3/31まで、又は20歳未満で法令で定める程度の障害のある児童
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の対象となる場合があります。詳しくは、手続き窓口でご確認ください。

⑥ 医療費助成

- 老人医療費(県老)、重度障害者医療費(県障)、ひとり親家庭等医療費(県親)

⇒受給者が亡くなった場合、資格喪失手続きが必要です。

- 子どもの医療費、精神障害者医療費

⇒保護者もしくは申請者が亡くなった場合、資格内容等変更手続きが必要です。

手続き期限	亡くなった日から 14 日以内
必要なもの	☐ 受給者証
問合せ先	福祉課 医療費助成係(TEL0258—39—2319)

⑦ 身体障害者手帳、療育手帳

手帳所持者が亡くなった場合は、手帳の返還が必要です。

療育手帳所持者の保護者が亡くなった場合は、保護者の変更届出が必要です。

NHK受信料の減免を受けていた方は、喪失(変更)の手続きが必要です。

手続き期限	できるだけ速やかに
必要なもの	☐ 身体障害者手帳、療育手帳 ☐ 印鑑
問合せ先	福祉課 障害活動係(TEL0258—39—2343)

⑧ 障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業給付費支給対象者登録証の返納

手続き期限	できるだけ速やかに
必要なもの	☐ 障害福祉サービス受給者証 ☐ 地域生活支援事業給付費支給対象者登録証
問合せ先	福祉課 障害支援係(TEL0258—39—2218)

⑨ 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当

各手当の死亡届等の提出が必要です。

手続き期限	受給者が亡くなった日から14 日以内
必要なもの	☐ 申請者の預金通帳、証書(児童扶養手当)等 ※手続きによって住民票等が必要な場合があります。詳しくは手続き窓口でご確認ください。
問合せ先	【特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当】 福祉課 障害活動係(TEL0258—39—2343) 【児童扶養手当】生活支援課(TEL0258—39—2338)

⑩ 戦傷病者手帳

手帳の返還・異動等届の提出が必要です。

戦傷病者手帳を亡失されている場合でも、届出書を提出してください。

手続き期限	できるだけ速やかに
手続きの場所	福祉窓口(アオーレ長岡東棟1階) 各支所地域振興・市民生活課 新潟県福祉保健部福祉保健総務課援護恩給室
必要なもの	☐ 戦傷病者手帳 ☐ 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
問合せ先	福祉総務課 庶務班(TEL0258-39-2217) 新潟県福祉保健部福祉保健総務課援護恩給室(TEL025-280-5180)

⑪ 市・県営住宅

亡くなられた方が入居名義人の場合は、入居承継手続きが必要です。

また、亡くなられた方が単身入居の場合は、住宅返還手続きが必要です。

家賃を亡くなられた方の口座から振替でお支払いの場合は、納付書払いに変更します。

手続き期限	できるだけ速やかに
必要なもの	☐ 亡くなられた方の住民票除票(単身入居の場合は不要)
問合せ先	市営住宅相談室(TEL0258-39-2229)

⑫ 市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

亡くなられた方の市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について未納がある場合は、相続人が納税義務を引き継ぐことになりますので納付をお願いします。

なお、各税目の課税基準日は次のとおりです。

市民税・県民税 毎年1月1日

固定資産税・都市計画税 毎年1月1日

軽自動車税 毎年4月1日

亡くなられた方名義の口座から引き落としされていた市税は、納付書払いに変更されます。

また、相続等により土地・家屋や軽自動車の所有者・名義が変更となった場合は、課税状況に応じて口座振替の再手続きが必要となることがあります。引き続き口座振替を希望される場合は、各金融機関でお手続きください。

【固定資産税・都市計画税】

相続人の中から代表となられる方をご相談のうえ、「現所有者（相続人代表者）申告書」を提出してください。申告書は死亡届出日の翌月末に資産税課から送付します。

問合せ先	【市・県民税・軽自動車税について】 市民税課(TEL0258—39—2212) 【固定資産税・都市計画税について】 資産税課(TEL0258—39—2213) 【市税の納付について】 収納課(TEL0258—39—2214)
------	--

⑬ 印鑑登録

死亡届が出た時点で廃止となります。印鑑登録証の返納をお願いします。

返納場所	住所変更・戸籍届出窓口(アオーレ長岡東棟1階) 西サービスセンター または 各支所地域振興・市民生活課
必要なもの	☐ 印鑑登録証
問合せ先	市民課 住所変更担当(TEL0258—39—7514)

⑭ 緊急告知FMラジオ

避難行動要支援者向けに貸与したものは、返却をお願いします。

返却期限	できるだけ速やかに
返却場所	市役所総合窓口(アオーレ長岡東棟1階) 各支所地域振興・市民生活課 または お近くのコミュニティセンター
問合せ先	危機管理防災本部(TEL0258—39—2262)

⑮ 農業経営主変更届

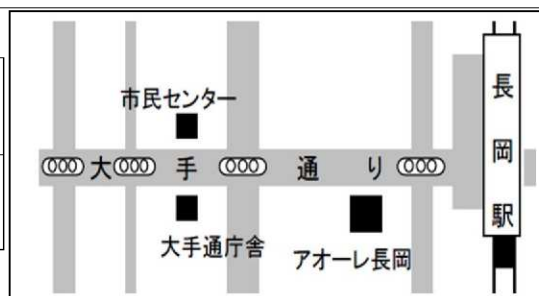
手続き期限	権利取得を知った日から10か月以内（経営引き継ぎ完了後に届出）
手続きの場所	農業委員会事務局(市民センター5階) ※次ページの地図参照 ※各支所の地域振興・市民生活課では、書類受付のみの対応となります。 越路・和島・栃尾地域では、地域事務所での書類受付のみの対応となります。
必要なもの	☐ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
問合せ先	農業委員会事務局(TEL0258—39—2243)

⑩ 農地に係る権利(所有権・地上権・永小作権・賃借権等)

相続等により農地に係る権利を取得した人は、届出が必要です。

手続き期限	権利取得を知った日から10か月以内（相続完了後に届出）
手続きの場所	農業委員会事務局(市民センター5階) ※下の地図参照 ※各支所の地域振興・市民生活課では、書類受付のみの対応となります。 越路・和島・栃尾地域では、地域事務所での書類受付のみの対応となります。

必要なもの	☐ 相続した農地の情報が分かるもの (登記完了証でも可)
問合せ先	農業委員会事務局 (TEL0258-39-2243)



⑪ 森林に係る所有権

相続等により森林に係る所有権を取得した人は、届出が必要です。

手続き期限	権利取得を知った日から90日以内（相続完了後に届出）
手続きの場所	農林整備課(市民センター5階) ※前ページの地図参照 ※各支所の地域振興・市民生活課では、書類受付のみの対応となります。 越路・和島・栃尾地域では、地域事務所での書類受付のみの対応となります。
必要なもの	☐ 登記完了証の写し、地図 等 ※詳細は下記担当にお問合せください。
問合せ先	農林整備課(TEL0258-39-2224)

⑫ 新潟県交通災害共済

加入者が交通事故が原因で亡くなった場合、死亡見舞金の請求ができます。

詳しくは、下記担当にご連絡ください。

手続き期限	交通事故日から1年以内
問合せ先	市民協働課(TEL0258-39-2206) または 各支所地域振興・市民生活課

⑬ 新潟県交通遺児基金

交通事故が原因で亡くなった方に18歳以下の子がいる場合、見舞一時金の請求ができます。

詳しくは、下記担当にご連絡ください。

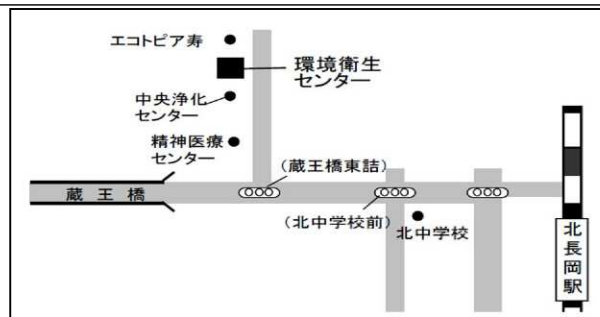
手続き期限	亡くなった日から2年以内
問合せ先	市民協働課(TEL0258-39-2206) または 各支所地域振興・市民生活課

②⑩ 犬の飼い主変更届

電話、窓口のほか、市ホームページの電子申請サービスから届け出してください。

手続き期限	亡くなられた日の翌日から30日以内
手続きの場所	【電話・窓口】 環境政策課(環境衛生センター2階:寿3-6-1) TEL0258-24-0528 各支所地域振興・市民生活課 【WEB】 電子申請サービスから届け出

電子申請サービスはこちらから↓



②⑪ 市営墓地(区画墓地)

埋蔵届、墓地承継申請、墓地返還届(墓地が不用になった場合)

長岡市の市営墓地

長岡市墓園(鉢伏町 1409 番地)

長岡市越路墓園(来迎寺甲 896 番地 1)

長岡市仏の入墓園(蓮花寺 285 番地 10)

長岡市小島谷墓園(小島谷 2384 番地 3)

手続き期限	【埋蔵届】 納骨の前まで 【墓地承継申請】 できるだけ速やかに 【墓地返還届】 墓地が不用になったとき速やかに
手続きの場所	住所変更・戸籍届出窓口(アオーレ長岡東棟 1 階 総合窓口内) 越路支所、三島支所、和島支所(地域振興・市民生活課)
必要なもの	☐ 区画墓地使用許可証 ☐ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ☐ 火葬許可証 ※手続きの内容によって必要なものが異なります。詳しくは、手続き窓口でご確認ください。
問合せ先	市民課 生活担当(TEL0258-39-2019)

◎個人番号通知カード、マイナンバーカード

市役所に返却いただく必要はありません。

市役所以外での手続きに必要となる場合がありますので、しばらくは大切に保管してください。

故人に関する手続きが全て終了し、ご不要になった場合は、破棄していただいて構いません。

空き家を相続し所有する皆様へ



【空き家の適切な管理をお願いします】

空き家の維持管理、処分、活用等でわからないことや不安なことがある場合はご相談ください。

長岡市大手通2丁目6番地 大手通庁舎8階
都市政策課（平日8:30～17:15）
電話:0258-39-2265

【総合窓口(アオーレ長岡東棟1階)の開設時間】

●平 日 午前8時30分～午後5時15分

●土・祝 午前9時～午後5時

休業日 日曜日・年末年始(12/29～1/3)

※日曜と祝日が重なる日は、お休みとなります。

※土・祝は一部お取り扱いできない業務があります。

※総合窓口以外の各課業務は平日のみとなります。

MEMO

2 市役所以外での手続き

主な手続きを記述しました。

手続きに戸籍証明書等が必要となる場合があります。事前に手続き先へご確認ください。

亡くなられた方の戸籍証明書等については、処理の関係上、交付できるようになるまで日数がかかる場合があります。

②② 健康保険等(国民健康保険および後期高齢者医療制度を除く)の埋葬料の受給手続 (※病気等、業務外で亡くなられた場合)

手続き期限	亡くなられた日の翌日から2年以内
手続きの場所	勤務していた会社、または加入していた健康保険

②③ 国民年金(老齢基礎年金)を受給していた人 厚生年金・共済年金を受給(加入)していた人

亡くなられた方や請求者の方の状況により、必要な手続きや必要なものが異なります。

詳細は、各手続き場所にご確認ください。4ページの②に該当する方は市役所で手続きできます。

手続きの場所	長岡年金事務所(長岡市台町2-9-17 TEL0258-88-0006) 各共済組合等
--------	--

※亡くなられた方の基礎年金番号のわかるもの(年金証書や年金振込通知書など)をご用意のうえお問い合わせください。

②④ 農業者年金受給権者死亡届・未支給請求書の提出

手続きの場所	JAの各支店
必要なもの	☐ 受給権者の亡くなられた日がわかる戸籍・住民票等 ☐ 亡くなられた方と申請者の続柄がわかる戸籍・住民票等 ☐ 申請者の預金通帳、農業者年金証書

②⑤ 恩給

未支給金の請求手続き等が生じることがありますので、恩給証書をご用意のうえお問い合わせください。

問合せ先	総務省恩給相談室(TEL03-5273-1400)
------	---------------------------

㉔ 特別弔慰金、特別給付金の国債の記名変更

未償還の国債がある場合には、相続人に記名を変更することで償還を受けることができます。

手続きの場所	償還金支払場所(郵便局等)
必要なもの	☐ 国債、記名者が亡くなられたことが確認できる戸籍 ☐ 相続人であることが証明できる戸籍 ☐ 相続人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
問合せ先	福祉総務課 庶務班(TEL0258-39-2217)

㉕ 公共料金等の名義変更

区分	旧市町村	連絡先	TEL
電気	すべての地域	契約している電力会社にお問い合わせください。 参考:東北電力(株) 0120-066-774	
都市ガス	長岡地域・中之島地域・越路地域・三島地域・ 栃尾地域・与板地域・川口地域	北陸ガス(株)	0570-025-880
水道	長岡地域・山古志地域・川口地域 越路地域(岩塚地区・塚山地区を除く)	長岡市水道局業務課	0258-35-1618
	小国地域・越路地域(岩塚地区・塚山地区)	小国営業所(支所内)	0258-95-2440
	与板地域・三島地域・和島地域・寺泊地域	与板営業所	0258-72-2259
	栃尾地域	栃尾営業所(支所内)	0258-52-5826
	中之島地域	見附市上下水道局	0258-62-1700
固定電話 携帯電話	すべての地域	各契約会社にお問い合わせください。 参考:NTT(東日本地域)0120-116-000	
NHK	すべての地域	0120-151515	

㉖ 土地・建物の相続による所有権移転

(1) 登記のある土地・建物

相続によって不動産を取得した相続人は、相続登記の申請が義務となっています。

手続き期限	不動産の取得を知った日から3年以内
手続きの場所	新潟地方法務局長岡支局 (長岡市千歳1丁目3番91号 TEL0258-33-5511)

※手続き方法については、法務局、司法書士等にご相談ください。

(2) 登記のない建物

手続き期限	不動産の取得を知った日から3年以内
手続きの場所	アオーレ長岡東棟1階(税金窓口) または 各支所地域振興・市民生活課

②⑨ 自動車・バイク等の名義変更

手続き期限	相続した日から 15 日以内(廃車の場合は 30 日以内)	
手続きの場所	原動機付自転車(125cc まで) 小型特殊自動車(農耕車等)	アオーレ長岡東棟1階(税金窓口) 各支所地域振興・市民生活課
	普通車 125cc超の二輪車	北陸信越運輸局(TEL050-5540-2041)※
	軽自動車(三輪、四輪)	軽自動車検査協会(TEL050-3816-1851)※

※手続きに市役所で発行する書類が必要な場合があります。あらかじめ各手続き場所にご確認ください。

必要なもの (原付・小型特殊の手続き)	☐ 標識交付証明書 ☐ 相続人が作成した譲渡書(譲渡する場合) ☐ ナンバープレート(廃車する場合) ☐ 届出者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
------------------------	--

③⑩ 預貯金口座

手続き期限	期限なし(なるべく早めに)
手続きの場所	各金融機関

③⑪ 生命保険金・簡易保険金の請求

手続き期限	亡くなられた日の翌日から3年以内(簡易保険は5年以内) ※商品によって異なる場合があるため、約款等を確認してください。
手続きの場所	加入されていた生命保険会社 または 郵便局

③⑫ その他(例)

手続きの種類	主な手続き	期限	問い合わせ先など
税務申告	相続税の手続き	10 か月以内	税務署、税理士等にご相談ください。 【国税相談専用ダイヤル】 電話 0570-00-5901 (自動音声案内)
	故人の所得税等の申告	4 か月以内	
遺言書	遺言書の検認・開封 相続放棄 等	相続放棄は3か月以内	家庭裁判所、弁護士、司法書士等 にご相談ください。
インターネット ケーブルテレビ	名義変更・解約	期限なし(早めに)	各契約会社
株式 等	名義変更	期限なし(早めに)	各証券会社 等
自動車保険	名義変更	期限なし(早めに)	損害保険会社
クレジットカード	解約	期限なし(早めに)	カード会社(カード裏面に記載)

～大切な方を亡くされたあなたへ～

死別の悲しみケア こころのとまり木相談会



病気、事故、自死などでおおむね1年以内に大切な方を亡くされた方の相談会です。
大切な方を亡くされた悲しみは、残された方からだやこころに色々な変化をもたらすことが
あります。話すことで、悲しみが和らぐこともあります。

不安や悩みはひとりで抱え込まずにご相談ください。

日程・時間

4月25日(土)	午前9時30分～11時30分	10月23日(金)	午後2時30分～4時30分
5月15日(金)	午後6時～8時	11月7日(土)	午前9時30分～11時30分
6月5日(金)	午後2時30分～4時30分	12月4日(金)	午後2時30分～4時30分
7月24日(金)	午後6時～8時	R9年 1月15日(金)	午後6時～8時
8月21日(金)	午後2時30分～4時30分	2月6日(土)	午前9時30分～11時30分
9月18日(金)	午後2時30分～4時30分	3月5日(金)	午後2時30分～4時30分

会場 さいわいプラザ2階 健康増進課
(住所:幸町2-1-1)

定員 各2人(先着)

相談対応者 臨床心理士

費用 無料

申込み 10日前までに
下記連絡先へ

長岡市ホームページ



こちらからも
他相談会や相談窓口をご
確認いただけます

長岡市 健康増進課 ☎0258-39-7508

受付時間: 平日 午前8時30分から午後5時15分(年末年始を除く)